

No 15

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 1団体 未登録団体 1団体 (区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。) まちづくりコンサルタント派遣：5件 (まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。) まちづくり活動助成：0件 (まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。)
根拠法令等	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

事業の成果

指標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3	1	33.3%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	10	5	50.0%
平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	10	5	50.0%	
平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	10	—	—	

指標から見た事業の成果
地域住民発意のまちづくりに寄与しています。
区に対し、まちづくり協議会の組織登録を行っていない任意のまちづくり協議会が1団体あり、今後、組織登録を目指していく予定です。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,416	1,416	0	0	0	0	-515	0	901	130	14%
平成29年度	512	512	0	0	0	0	-29	0	483	130	27%
平成30年度	295	295	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
環状2号線が平成28年度に開通したことにより地域のエリアマネジメント協議会が発足したため、目的を達成した1団体が解散したため事業費が減少しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	本事業は、港区まちづくり条例に基づく、区民の自主的な活動を支えるために必要であることから、継続していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	まちづくり活動を行う際には、課題の洗い出しや課題整理・解決策検討などに対して専門家のアドバイスが必要であり、また、資料の印刷費など団体のまちづくり活動を地域に周知するための経費もかかることから、今後も事業の継続が望まれています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	まちづくり条例 特別区10区制定 まちづくり推進要綱 特別区1区制定 専門家の派遣及び助成制度 特別区11区有
コスト削減の工夫・余地	コンサルタント派遣のための報償費や活動助成金については、区の基準による単価を採用しており、コストの削減は難しい状況です。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	まちづくりコンサルタントの派遣については、依頼内容を踏まえ、区からまちづくりコンサルタントを派遣しております。(報償費対応)
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	1地区1団体のみのもちづくりルール認定しか認めていないため、まちづくり活動の検討課題がハード(開発や建物の建築等)かソフト(日常生活に関する防災・清掃・緑化等)どちらに関するかどうかで将来像が異なることがあります。
次年度へ向けた事務の改善点	次年度に向けて、まちづくりコンサルタントの専門性と住民のまちづくりの方向性とをマッチングできるような仕組みを支援部と連携して制度に盛り込んでいく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民の自主的なまちづくり活動を支えるための専門家の助言や活動費の助成など、区からの支援が必要不可欠です。また、住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高めることが必要です。
② 事業の効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちづくりを目指す制度として活用されており、一定の効果을あげています。
③ 事業の効率性	4	住民が主体となって活動する組織にコンサルタント派遣・活動助成することで、効率的にまちづくりに対する気運を高めることができています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	港区まちづくり条例に基づく区民の自主的な活動を支えるためには必要な制度です。今後も、事業を継続し、区民が主体となって自ら考え進めることができるよう組織を支援することが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要

事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。 安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者
事業の概要	放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。 ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務
根拠法令等	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

事業の成果

指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数（警告札）			指標3	撤去台数（自転車、原付）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	672	464	144.8%	平成28年度	75,000	62,405	120.2%	平成28年度	2,626	2,135	123.0%
平成29年度	464	446	104.0%	平成29年度	75,000	56,744	132.2%	平成29年度	2,135	1,880	113.6%	
平成30年度	446	—	—	平成30年度	75,000	—	—	平成30年度	1,880	—	—	

指標から見た事業の成果
自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、全体的な放置台数が減少し、警告札の貼付枚数・撤去台数ともに減少しました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,533	1,533	0	0	0	0	0	0	1,533	959	63%
平成29年度	1,533	1,533	0	0	0	0	0	0	1,533	1,051	69%
平成30年度	75,381	75,381	0	0	0	—	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成30年度から事務事業及び権限が街づくり支援部から総合支所へ移管されたため、事業費が増加しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	田町駅西口の放置禁止区域を拡大したことにより、放置自転車台数が減少しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区民の安全で快適な歩行空間を確保、災害時の避難路の確保に関する意識はさらに高まることが予想されるため、放置自転車対策の推進はこのまま需要があるものと予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他自治体(区)においても同様の行政サービスを行っています。
コスト削減の工夫・余地	自転車等駐車場・暫定自転車置き場の充実、規制の強化、放置防止対策、マナー向上の啓発等により、自転車利用者のルールの厳守が徹底されれば、最終的な撤去件数等が減り、委託費用の削減につながります。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	地区内巡回等業務・放置自転車等の整理、警告、撤去業務・自転車等駅前乗入れ台数調査業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	新橋駅周辺の本格施設の開設に伴い、汐留地区への放置禁止区域拡大の計画を進めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	・都営地下鉄芝公園駅周辺に自転車が多く放置されている状態が続いているため、未利用地等を活用した自転車駐車場等の設置が必要です。 ・田町駅西口の放置禁止区域を広げたことにより放置台数は減少しましたが、新たな自転車駐車場等の設置が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	安全安心な歩行空間が望まれています。放置自転車のないまちづくりは、今後も区民ニーズや要望が見込まれますので、継続する必要があります。
② 事業の効果性	5	本格施設の開設や放置禁止区域の設定、指導員の強化により、効果をあげています。
③ 事業の効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。 事業は特定の対象者に偏っていません。 投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区民の生活の安定と福祉の増進を図ることは重要であり、区民からの要望も高いことから今後も事業を継続していくことは必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 17

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対して補助金を助成し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を助成します。 ただし、防犯灯には広告物(町会名を除く。)の提示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱 (昭和47年3月7日、46港建管発第22号)

事業の成果

指標	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	防犯灯の整備により地域の防犯を含め、私道を安心して安全に通行することが可能となり生活環境の向上が図られています。(平成28年度、平成29年度は設置助成の申請なし。)											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	678	678	0	0	0	0	-440	0	238	9	4%
平成29年度	728	728	0	0	0	0	0	0	728	0	0%
平成30年度	729	729	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成28年度は、麻布地区総合支所協働推進課土木係へ補助金440(千円)流用。 平成28年度、平成29年度は、設置助成の申請はありませんでした。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	町会又は自治会からの申請を受けた箇所を中心に現状の把握に努め、今後の財政負担の見通しを立てていきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も、防犯灯の新設及び建替え需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスが提供されています。
コスト削減の工夫・余地	防犯灯の規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、委託等アウトソーシングで行うには不向きな内容です。
事業の課題	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。
次年度へ向けた事務の改善点	この事業は申請主義となっているため、申請を受けた箇所を中心に現状の状況把握を行う必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、必要な事業です。
② 事業の効果性	4	補助を行うことにより私道の夜間照明が確保され、歩行者は元より、街の安全性も向上するため、投入経費に見合った効果が得られています。 (過去3年間は補助金助成実績なし。)
③ 事業の効率性	4	補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	町会・自治会からは、防犯灯の建替え・新設等の要望が強く、区が主体的に、安全安心の確保のために、本事業は今後も継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 18

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝地区保護樹木・樹林助成	開始年度	平成 49 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創造		

事業概要

事業の目的	「港区みどりを守る条例」の基準に基づき、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹木制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施工規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果

指標	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	補助金申請件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	25	25	100.0%	平成28年度	25	25	100.0%	平成28年度			
平成29年度	25	24	96.0%	平成29年度	25	24	96.0%	平成29年度				
平成30年度	24	—	—	平成30年度	24	—	—	平成30年度				
指標から見た事業の成果	平成29年度は所有者の新築計画に伴い指定解除があり、実績に変更がありましたが、地域にゆかりの樹木・樹林が保護され緑の保全が進められています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,273	1,273	0	0	0	0	0	0	1,273	1,115	88%
平成29年度	1,186	1,186	0	0	0	0	0	0	1,186	1,090	92%
平成30年度	1,114	1,114	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度は所有者の新築計画に伴い指定解除があり、実績に変更がありましたが、金額の推移が少ないことから読み取れるように、所有者への支援を行うことは、地区内に保護樹木・樹林の減少を防いでおり、指定された樹木・樹林の保護に寄与しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	補助金支給額の増額など樹木・樹林等の所有者からの意見、要望を踏まえながら引き続き事業を実施していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区の保護樹木・樹林助成事業は、良好な自然と生活環境の増進に資することからニーズは根強くあります。地域ゆかりの樹木・樹林が保護され緑の保全につながることで所有者のみならず周辺住民からも望まれており、今後も申請が増えることが予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
コスト削減の工夫・余地	樹木・樹林の維持管理については、多大な経費がかかるため、所有者からは補助金増額の見直しが要望されていることから、削減の余地はないと考えます。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	新規指定した保護樹木・樹林に対しての台帳作成や、所有者から樹木の診断の要望が寄せられた際は、その都度専の樹木診断医に診断を委託します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	保護樹木・樹林の選定、落ち葉の清掃、害虫への対応など、維持管理経費の負担かが大きいことが課題となっており、所有者の負担軽減策が課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	良好な緑の環境を保全することの重要性や事業制度について、多くの方々によりいっそう理解をしていただくことが必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区と所有者が一体となって地域にある保護樹木・樹林を長期間保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。
② 事業の効果性	4	当事業が、民有地におけるみどりの保全策として一定の役割を担っており、所有者が保護樹木・樹林を保全するうえで有効です。
③ 事業の効率性	4	保護樹木・樹林を保全するための指定及び補助金の交付は、緑の潤いと安らぎのある生活環境を確保し、緑の大切さを効率的に地域に広げています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、樹木に伐採が発生しており、地域のゆかりのある樹木・樹林を長期間保全していくことは、区民へ貴重な緑のある環境を提供でき、また、次世代に残していくためにも、本事業は継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝地区緑化普及啓発	開始年度	平成 54 年度
所属	芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	芝地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要

事業の目的	植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。 区民が育ててきた樹木（庭木）を、引越や増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合、その樹木を引取り、希望者にあっせんすることで緑に大切の啓発と活用を図ります。
事業の対象	区民
事業の概要	<p><植木市> 苗木・草花・肥料等販売と、記念品として苗木の無料配布及び緑の相談を実施しています。</p> <p><園芸講座> 緑に関する知識の習得の機会として、5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。 なお、費用については受益者負担（1,000円）を徴収しています。</p> <p><グリーンバンク> 区民が大切に育ててきた樹木（庭木）を活用できるように引取り、一時的に区の苗圃に移植します。また、希望者には引取った樹木をあっせんします。</p>
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果

指標	指標1	園芸講座参加人数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	25	20	80.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	25	14	56.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	60	—	—	平成30年度				平成30年度			
指標から見た事業の成果	昨年度はキャンセルが重なりましたが、環境保全・地球温暖化の視点から緑化普及啓発の重要性は従来より高まっており、配布事業や園芸講座を通じて緑化への関心につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,196	9,161	0	0	0	35	-224	0	8,972	1,553	17%
平成29年度	2,839	2,804	0	0	0	35	0	0	2,839	2,346	83%
平成30年度	2,302	2,242	0	0	0	60	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた事業を見直したため、事業費は削減されました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	敬老・誕生鉢植えの配布事業を廃止し、緑に関する知識習得に機会を増やすために園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くしました。また、開催案内のチラシを作成し、周知に取り組みます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	園芸講座を区が実施していることから参加するにあたり安心感があり、開催会ごとに内容を変更し参加者の選択肢を増やし実施することで、緑化普及啓発事業へのニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	緑化普及啓発事業 23区実施 (東京都緑化白書)
コスト削減の工夫・余地	一部委託委託を行い、また平成21年度から各事業とも事業内容の見直しを実施してきました。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	植木市での青空園芸教室と緑の相談
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	園芸講座については、委託ではなく、職員が報償費、材料費を活用し講座を開催しています。現状の予算ではこれ以上は難しいと考えられます。
事業の課題	園芸講座の実施内容について参加者からは好評であり、普及啓発に一定の成果はありますが、実施内容の検討および準備について職員が行っており、専門的な知識がない状況で、内容の充実を図っていくことが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	園芸講座の実施内容について参加者からは好評であり、普及啓発に一定の成果はありますが、実施内容の検討および準備について職員が行っており、専門的な知識がない状況で、内容の充実を図っていくことが課題です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区が開催することにより、区民が安心して気軽に緑化の事業に参加ができ、また緑化への関心のきっかけづくりになる事業となるため、今後も事業の継続は必要です。
② 事業の効果性	4	実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。
③ 事業の効率性	4	緑の量的増加や効果の測定が困難ですが、区民の緑化普及に対する啓発事業として成果をあげています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>植木市は、緑への関心を高めるきっかけづくりとして、多くの世代は来園しているため需要がかなりあります。</p> <p>園芸講座は、緑への興味を持つ方や既に経験された方が知識取得のため度々されており、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。</p> <p>今後は、園芸講座に親子で一緒に体験する講座を取り入れるなど、より一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、緑化知識取得の場として充実させ、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	